

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の活動計画

第1 責務

市は、市の区域に大地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、京都府防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、京都府及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

第2 災害警戒本部の設置

災害対策本部設置以前の体制として、地震による被害の有無を把握し、市民の避難あるいは災害対策本部設置の判断資料を得るため、災害警戒本部を設置し情報収集に当たる。

1 設置及び閉鎖の決定

(1) 災害警戒本部の設置及び閉鎖については、危機管理監、総務部長、市長公室長、地域振興部長、市民部長、福祉保健部長、土木建築部長、農林商工部長、上下水道部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長が協議し、市長に具申して市長が決定する。ただし、京都地方気象台により地震に関する情報が発表された際又は市内に設置されている震度計によって震度4が観測された際は、まず職員又は消防団員の責任者を直ちに監視に派遣した後、協議を行うものとする。

(2) 災害警戒本部長及び職務代理者

災害警戒本部長は市長とする。市長が出張等で不在の場合は、副市長が職務を代理する。

(3) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、総務部危機管理課に置く。

2 配備体制

災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。

配 備 体 制	配 備 基 準
災害警戒本部	震度4が観測され、地震災害の発生その他の状況により、被害が発生するおそれのあるとき。

災害警戒本部体制に要する動員については、本章第2節「動員計画」において定める。

3 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、主として次の業務を行う。

(1) 情報の収集

気象台が発表する地震に関する情報等の収集と初期の被害発生状況の調査

(2) 警戒監視

災害危険箇所周辺の警戒等による異常現象の前兆の把握と危険状況への対処

(3) 関係機関等との連絡調整

京都府、南丹警察署、京都中部広域消防組合等関係機関との相互の情報交換及び活動調整

4 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置された場合においては、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引継ぐものとする。

5 災害警戒支部の設置

(1) 災害の態様によっては、現地における対策組織が必要となる。この場合、支所担当長を支部長とする災害警戒支部を設置する。支所担当長が出張等不在の場合は、あらかじめ支所担当長が職務代理者を定めるものとする。

(2) 災害警戒支部の職員配備については、各支所ごとにあらかじめ支所担当長が定める。

(3) 災害警戒支部の業務については、前記災害警戒本部の業務に準ずるものとする。

第3 災害対策本部の設置

1 設置の基準

災害対策本部は、次の基準に達したときに設置する。

(1) 大規模な地震が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

2 災害対策本部の設置は、1に基づき、震度5弱以上を観測したとき、若しくはそれ以下の震度であっても、災害警戒本部の情報収集によって市内に地震による被害が確認され、対策を必要とするときに、危機管理監、総務部長、市長公室長、地域振興部長、市民部長、福祉保健部長、土木建築部長、農林商工部長、上下水道部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長が協議し、市長に具申して、市長が決定する。ただし、市の地域で震度6弱以上が観測されたときは、自動的に設置する。

3 災害対策本部室の位置

災害対策本部室は、原則として総務部危機管理課に設置する。ただし、大規模地震により、総務部危機管理課が使用不能となった場合は、直ちに各支所を始め公共の施設の被害状況を調査し、安全が確認された施設で市長が認めた場所に設置する。この場合、

直ちに職員及び関係機関に周知する。

4 災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、一般計画編第3章第1節「災害対策本部等運用計画」、資料編3－(2) 南丹市災害対策本部組織図及び資料編3－(3) 南丹市災害対策本部事務分掌表によるものとする。

第4 災害対策本部長の職務代理者の決定

市長が出張等で不在の場合は、副市長が職務を代理する。ただし、時間外において、市長、副市長のいずれもが不在の場合は、登庁した職員のうち、上席の職員が代理するものとする。

第5 その他

上記第4までに定めるものの他、災害対策本部の運用等、必要な事項については、一般計画編第3章第1節第4「災害対策本部」の定めを準用するものとする。

第2節 動員計画

第1 計画の方針

市の地域に地震が発生した場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本部要員、職員、消防団員等の動員について、その要領等を定める。

第2 南丹市災害警戒本部の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員の動員体制は、資料編3－(6) 災害警戒本部の動員体制によるものとする。

第3 南丹市災害対策本部の動員

震度5弱以上を観測した場合の動員の基準と、特に勤務時間外に震度6弱以上を観測したときの初動体制を次のとおり定めるものとする。

1 動員の基準

資料編3－(7) 災害対策本部の職員動員基準のとおりとする。

2 震度5弱以上を観測した場合の初動体制

(1) 本部要員等に対する伝達

ア 平常勤務時の伝達系統

一般計画第3章第2節第3「南丹市災害対策本部の動員 2 動員の要領」を準用するものとする。

※資料編3－(4) 本部員等に対する伝達（平常勤務時の伝達系統）

イ 勤務時間外における伝達系統

一般計画第3章第2節第3「南丹市災害対策本部の動員 2 動員の要領」を準用するものとする。

※資料編3－(5) 本部員に対する伝達（勤務時間外の伝達系統）

(2) 動員の方法

ア 勤務時間中の動員伝達は、災害対策本部指令により電話又は連絡員等の方法で、(1)のアの伝達系統で行う。

イ 勤務時間外の場合の動員の伝達は、電話、職員連絡メールシステム、有線放送(CATV)、防災行政無線、広報車又は連絡員等により、(1)のイの伝達系統で行う。

ウ 消防団員の動員については、第3の2の伝達系統により行うが、出動要領については別に定める消防計画による。

3 勤務時間外に震度6弱以上を観測した場合の初動体制

地震が発生した場合の動員は、原則として1の動員基準に基づいて行う。ただし、勤務時間外において震度6弱以上を観測した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、職員は次の留意事項を踏まえて自主的に参集するものとする。

震度6弱以上を観測した場合の参集時の留意事項

1 安全確保 ↓	自身の身の安全と家族の安全を確保する。
2 参集準備 ↓	(1) 参集に際しては、原則として、自動車は使用しないこととする。 (2) 参集の際は、作業等に適する服装を着用する。
3 人命救助 ↓	職員は、近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部等に参集する。
4 参 集 ↓	(1) 全職員が自主的にあらゆる手段をもって、災害対策本部等に参集する。 (2) 災害の状況により指定場所への参集が不可能な場合は、最寄りの指定避難所等公共施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。 (3) 病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもって、その旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
5 被害状況の収集・報告 ↓	参集途上においては可能な限り被害状況その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。
6 緊急対策班の編成 ↓	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務に当たる。
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務につくものとする。

※ 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- 1 被害状況調査
- 2 地震等情報調査
- 3 災害対策本部の設置
- 4 関係機関等への情報伝達
- 5 防災用資機材の調達・手配
- 6 広報車、有線放送（CATV）、防災行政無線（同報系）等による市民への情報伝達
- 7 支援物資調達準備計画の策定
- 8 安全な避難場所への誘導
- 9 指定避難所の開設
- 10 広域応援要請の検討

第3節 通信情報連絡活動計画

第1 計画の方針

震災時においては、通信回線の輻輳、寸断等が予想されるため、市、京都府及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、市、京都府及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

第2 通信施設の現況

利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

1 南丹市防災行政無線

本庁、各支所等を親局とする移動系無線を整備している。また同報系無線は、園部町、八木町、美山町がデジタル方式で、日吉町はアナログ方式で整備充実を図っている。

また、人工衛星を用いて、防災行政無線（同報系）を自動起動する全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備し、緊急情報を直接住民に伝達する。

※資料編3－（8） 南丹市防災行政無線

2 ケーブルテレビ及びインターネットサービス

近鉄ケーブルネットワーク株式会社と連携し、气象台から警報等が発表された時は、ケーブルテレビ（11チャンネル）でL字放送する。またさらに住民に避難等を促す緊急時や非常時には、緊急放送で周知する。

一方、市のホームページにおいても、災害状況や市民への対応を掲載する。

3 京都府防災行政無線

各市町村、防災関係機関等を結ぶ無線で、本市では、市役所及び各支所に設置されている。

4 京都中部広域消防組合の専用連絡回線（有線）

京都中部広域消防組合と南丹市及び各支所との間に災害時専用の連絡回線が設置されている。

5 NTTの災害時優先扱いの電話

災害時には災害時優先電話を有効に活用する。

※資料編3－（9） 災害時優先電話一覧表

6 緊急速報メール

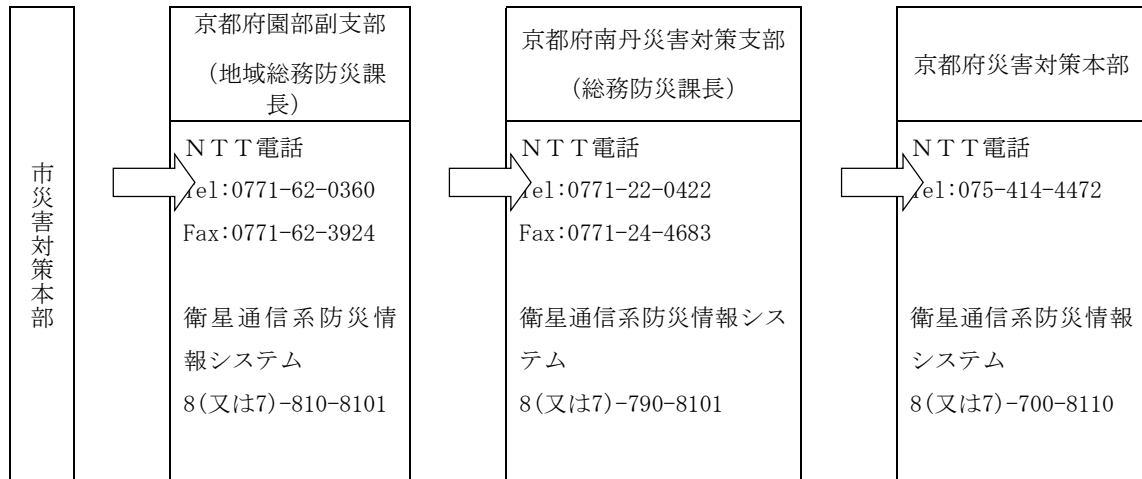
携帯電話の普及を考慮し、各携帯電話会社の緊急速報メールを活用し、災害情報等を市域に一斉配信する。

第3 非常時の通信手段及び系統

大規模な地震の発生により、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合には、次により各防災関係機関相互の通信を確保するものとする。

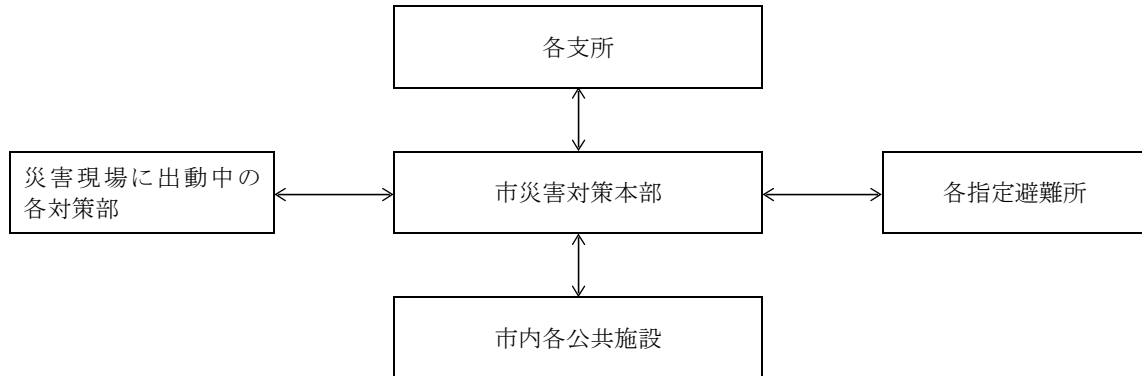
なお、N T T電話による発信は、災害時優先電話を利用する。

1 京都府との連絡



2 各対策部、各支所、市内公共施設及び指定避難所等

これらの市内防災関係施設間では、N T T電話、防災行政無線、携帯電話等により連絡を取り合う。



第4 地震情報等の収集と伝達

1 地震情報

京都府震度情報ネットワークシステムにより自動的に得られた地震情報を速やかに各部及び関係機関へ連絡する。

2 火災情報

火災発生のお知らせは、通常市民からの119番ダイヤルによる。地震時には被災地の電話が通話不能となることを想定して、現地へ情報収集要員を派遣するか、若しくは消防署を通じて火災情報の収集にあたる。また、京都府、ヘリコプター保有消防本部、自衛隊、京都府警察本部等に対し、ヘリコプターの派遣要請を行い、空からの情報収集に努める。

3 被害状況の確認

各配備職員は、参集段階で経路付近の被害状況を把握し、災害対策本部に初期情報として報告する。

4 その他の災害情報

(1) その他の気象予警報

京都地方気象台等の予警報を基にして状況判断を行う。ただし、市内の雨量等については京都府及び河川情報システム及び土砂災害監視システム等からも情報を収集する。

(2) 異常現象の発見及び通報

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに次の最も近い所に通報する。

ア 市役所又は支所

イ 警察署

ウ 消防署

(3) 市長への通報

異常現象を発見した場合あるいは地域住民から通報を受けた市職員又は消防団員は、直ちに総務課に通報する。総務課は通報内容を判断し、必要と認められる場合には直ちに市長に通報する。

(4) 関係機関への通報

市長は、前項の通報を受けたとき、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに京都府及び関係機関に通報する。

5 情報の報告

市域内に地震災害が発生したときは、本計画の定めるところにより、速やかにその被害状況をとりまとめて知事に報告するとともに、災害応急に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告しなければならない。

(1) 被害の認定基準

災害による被害程度の認定に際しては、被害程度の認定基準の定めるところによる。

※資料編 3－(10) 被害程度の認定基準

(2) 報告の要請及び内容

ア 災害情報報告

市域内に地震災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況を速やかに知事（京都府災害対策本部長）に報告する。

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、基本的に京都府に対して行う。

ただし、市の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を京都府に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。また、市が京都府に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、京都府と連絡がとれるようになった後は、京都府に報告するものとする。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、市は直ちに京都府及び消防庁に報告することとする。

(ア) 報告の内容

- a 被害の概要
- b 市災害対策本部設置の状況
- c 高齢者等避難の伝達、避難指示、災害発生の状況
- d 消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）
- e 応援要請状況
- f 要員及び職員派遣状況
- g 応急措置の概要
- h 救助活動の状況
- i 要望事項
- j その他の状況

(イ) 報告の概要

- a (ア)に掲げる事項が発生次第、その都度、「災害情報の報告様式」（第1号様式）により報告する。
- b 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災

害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

(ウ) 報告の処理系統

市長は、京都府南丹広域災害対策支部長を経由して知事に報告する。

イ 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告し、まず迅速性を主とすることが望ましく、「災害概況即報の様式」(第2号様式 災害概況即報)により行う。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。ただし、警報が発表されたときは被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に報告する。

ウ 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次、「災害概況即報の様式」(第3号様式 災害状況報告)により報告する。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。

ただし、知事(京都府災害対策本部長)が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

エ 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後15日以内に「被害状況報告の様式」(第3号様式 災害状況報告)に基づいて報告する。ただし、知事(京都府災害対策本部長)が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

オ 被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、京都府の定めるところに従って別に報告する。

カ 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

※資料編3-(11) 災害情報の報告様式等

(3) 報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、様式1～3により報告したものと見なし、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意する。

ア 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 京都府防災行政無線による場合

次の通信優先順位により京都府防災行政無線を利用する。

- (ア) 緊急要請
- (イ) 災害対策本部指令及び指示
- (ウ) 応急対策報告
- (エ) 被害状況報告
- (オ) その他災害に関する連絡

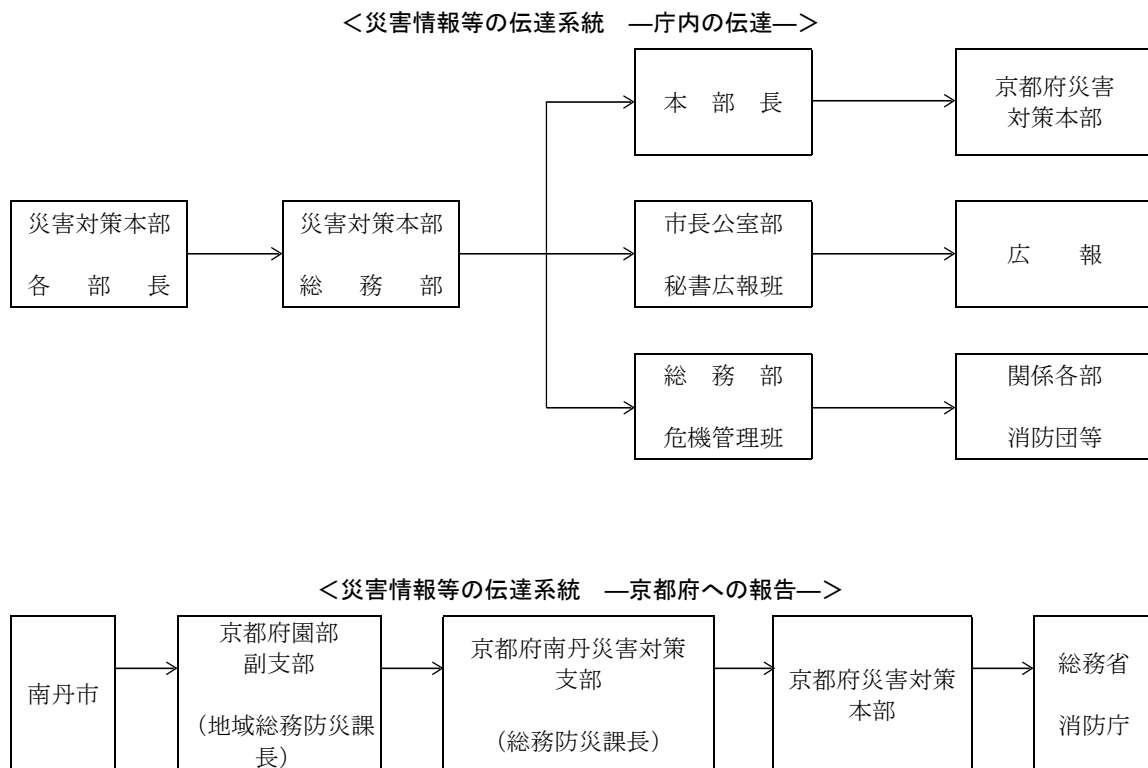
ウ 西日本旅客鉄道(株)の通信設備等の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ、一般の公衆電話が途絶した場合はＪＲ園部駅、警察署及び消防署の通信設備を利用する。

エ 通信途絶時における措置

公衆電気電信、ＪＲ通信及び京都府防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

6 報告の処理系統



京都府への連絡先

	N T T 電話	衛星通信系防災情報システム
京都府園部副支部 (地域総務防災課長)	0771—62—0360	8(又は7)-810-8101
京都府南丹災害対策支部 (総務防災課長)	0771—22—0422	8(又は7)-790-8101
京都府災害対策本部	075—414—4472	8(又は7)-700-8110

総務省消防庁への連絡先

	平 日 【9:30～18:15 応急対策室】		休日・夜間 【宿直室】	
	電 話	F A X	電 話	F A X
N T T 電話	03—5253—7527	03—5253—7537	03—5253—7777	03—5253—7553
消防防災無線	9-90-49013	9-90-49033	9-90-49102	9-90-49036

7 報告上の留意事項

報告は、あらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称（人・棟・世帯・センチメートル・ミリメートル等）は省略する。また、時刻は24時制を採用し、午前・午後の区別は使用しない等報告の簡略化を図るものとする。

8 平常時における留意事項

- (1) 各種報告の様式及び用語等の周知徹底を期しておく。
- (2) 報告の基礎となる資料を整備しておく。
- (3) J R の通信設備の具体的な利用方法については、J R 園部駅とあらかじめ協議しておく。
- (4) 報告に要する用紙については、必要なものを事前に印刷して保管しておく。また、各用紙とも複写機により複写可能なものとするよう留意する。

9 非常電報の発信

電報頼信紙に電報書体（片仮名）又は通常の文書体（漢字をまじえてもよい。）で、頼信紙の記事欄に「非常」と朱書し、最寄りの無線局に依頼するものとする。

第5 関係機関との連絡

市内の防災関係各機関とは、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第6 無線所有機関及び通信系統

1 市・京都府間の非常通信経路

市は、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合には、非常通信経路による通信を実施する。

※資料編 3－(12) 非常通信経路

2 アマチュア無線局利用

これらの無線所有機関には前もって依頼し、必要な事項について十分打合せをしておくものとする。

第7 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定に基づく非常通信の利用を図る。

1 非常無線通信の内容

- (1) 人命の救助に関すること。
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。
- (3) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。
- (4) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (5) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (6) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (8) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (9) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。
- (10) 災害対策基本法第57条の規定に基づき、知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。
- (11) 災害対策基本法第79条の規定に基づき指定地方行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。
- (12) 防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
- (13) 災害救助法第24条及び第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (14) 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

2 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- (1) 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体

- (2) 地方防災会議及び災害対策本部
- (3) 日本赤十字社
- (4) 全国都市消防長連絡協議会
- (5) 電力事業者
- (6) 地方鉄道会社
- (7) その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

3 非常通報の依頼事項

発信を希望する場合は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- (1) あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- (2) 本文（字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- (3) 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

第8 放送の要請

知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときには、放送局に放送を要請するについても災害対策基本法に基づき、関係放送局と知事との間に協定を締結している。また、本協定第6条に基づき「緊急警報放送の要請に関する覚書」を日本放送協会京都放送局長と知事との間に締結している。

第9 その他

災害対策本部を設置する以前の各種情報の把握、被害状況等調査、報告は、この計画に準じて行う。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル（171）」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は災害用伝言板サービスを提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

第4節 災害広報広聴計画

一般計画編第3章第4節「災害広報広聴計画」を準用するものとする。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

一般計画編第3章第28節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用するものとする。

第6節 救出救護計画

第1 計画の方針

地震災害のため生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救出・保護について定める。地震が大規模であればあるほど行政・消防機関による救出が遅れることが予想されるので、市民、自主防災組織等による初期救出の実施が図れるよう、第2章第12節「市民及び自主防災組織等の活動推進計画」の定めにより各種防災施策を実施する。

第2 実施責任者

市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、近隣市町又は京都府及び南丹警察署にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

第3 救出救護の対象

- 1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者
- 2 当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、または当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「安否不明者等」という。）

第4 救出救護の方法

救出救護の方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保ってその活動を実施する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

第5 安否不明者等の氏名公表

- 1 市
市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者等についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- 2 京都府
 - (1) 京都府は、発災時に安否不明者等（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。
 - (2) 京都府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努めるものとする。

第6 活動拠点の確保

- 1 市は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。
- 2 国土交通省及び高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を関係機関の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなどの支援を行うものとする。

第7 資機材等の調達等

- 1 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- 2 市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための資機材を確保するものとする。

第8 活動の調整

- 1 市の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われ、医療提供体制が確保・継続されるよう、災害医療コーディネーターと連携しながら、総合調整を行うものとする。
- 2 関係機関は、市の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に合同調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

第9 惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第10 災害救助法による救出の基準

災害救助法施行細則に示される災害にかかったものの救出の基準は、一般計画編第3章第5節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

※資料編3－(14) 災害救助法施行細則

第7節 労務供給計画

一般計画編第3章第27節「労務供給計画」を準用するものとする。

第8節 職員派遣要請計画

一般計画編第3章第29節「職員派遣要請計画」を準用するものとする。

第9節 医療・助産計画

一般計画編第3章第14節「医療・助産計画」を準用するものとする。

第10節 消防活動計画

第1 計画の方針

市は、地震発生時における出火防止、初期消火、初期救出、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般計画編 第3章第6節「消防活動計画」の定めるところによるものとする。

第2 初期救出への対処

特に直下型地震による被害が懸念される本市においては、市街地が地震の揺れを増幅しやすい沖積層の上に形成されている所もあり、地震の揺れそのものによる建築物の倒壊から、いち早く負傷者を救出することが重要となってくる。

したがって、倒壊建築物からの負傷者救出を図るものとして次の事項の実施を推進する。

- 1 市民の手による初期救出の実施
- 2 消防活動や救出者の医療機関への搬送等を迅速に行えるよう一般計画編 第3章第22節に定める「道路交通対策計画」の推進、並びに民間事業者も含めた協力体制の整備

第3 地震火災への対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること
- 2 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること
- 3 危険物等の爆発、漏えい等により延焼が拡大すること
- 4 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に波及する大問題である。このため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第4 大火災等の情報及び報告

地震に起因する火災についての京都府への報告は、第3節第4「5 情報の報告」により市が行う。

この報告は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）の災害即報として行うが、このとき、地震に起因して発生した火災の報告も災害即報として市が行

い、火災等即報は省略できる。(※地震等災害によらない火災の場合の京都府への報告は、火災等即報として京都中部広域消防組合が行う。)

第5 活動計画

1 消防団

地震発生時における消防団の出動及び活動は、次のとおりとする。

- (1) 消防団員に対する火災発生への伝達は、防災行政無線、有線放送、警鐘、電話及びサイレン等によって行う。
- (2) 市職員、消防団員自身が被災し、指揮指令の伝達が行われない場合でも行動出来るマニュアルの整備を行っておく。
- (3) 本市消防機関のみでは対処出来ないときは、消防相互応援協定等に基づいて近隣市町に応援を求める。ただし、同時に多数の場所で火災が発生し、消防機関のみでは消火活動が行えないときは、団員の指導により地域住民の協力を求める。
- (4) 木造建築物が密集している地域では、避難路の確保及び人命救助を最優先とした消防活動を行う。
- (5) 大規模な建築物の倒壊が起こったり、対処不可能な大火災となったときは、市長から知事に対して自衛隊の出動を要請する。なお、緊急の場合又は知事への連絡が不能の場合は、市長が直接自衛隊に災害状況を通知し、事後、知事に報告する。

2 京都中部広域消防組合

(1) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、消火活動重点地域における消火活動や、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

(2) 火災防ぎょ活動の原則

ア 同時に複数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
イ 広域避難地及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該広域避難地及び避難路の安全確保を優先する。
ウ 高層建築物、地階等の火災	当該火災に対応できる装備によって優先して対応する。
エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、又はすでに延焼拡大した火災	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

(3) 火災防ぎょ活動の区分

ア 分散防ぎょ活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出場させ、火災を少数隊で防ぎょする。
イ 重点防ぎょ活動	延焼火災のうち広域避難地及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。
ウ 拠点防ぎょ活動	延焼火災のうち広域避難地及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。

(4) 同時多発火災の防ぎょ対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する消火活動重点地域を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

ア 部隊運用

- (ア) 出動部隊数の調整
- (イ) 活動部隊数の合理化と無線統制
- (ウ) 消防団との連携強化

イ 部隊の確保

- (ア) 非常招集による緊急増強隊の編成
- (イ) 他市町消防応援隊の要請及び活用

ウ その他

- (ア) 出動体制の迅速化
- (イ) ホースの確保
- (ウ) 防火水槽及び自然水利等の活用
- (エ) 広報

(5) 広域断水時火災の防ぎょ対策

- ア 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保
- イ 給水タンク車の優先出動と活動
- ウ 有効かつ的確な水利統制
- エ 機械性能の保持及び積載ホースの増強
- オ 火気使用者に対する啓発
- カ 危険区域の重点立入禁止措置

(6) 大規模市街地火災の防ぎょ対策

- ア 初動体制の確立
- イ 火災態様に応じた部隊配備
- ウ 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
- エ 延焼阻止線の設定
- オ 自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

(7) 高層建築物等火災の防ぎょ対策

- ア 活動期における出動隊の任務分担

- イ 排煙、進入時等における資機材の活用
 - ウ 高層建築物等の消防用設備の活用
 - エ 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
 - オ 水損防止
- (8) 二次災害の防ぎよ
- 災害発生から数時間～数日後に発生する火災の発生を防止するため、出火防止措置を講じる。

第6 惨事ストレス対策

市は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第 1 1 節 災害救助法の適用計画

一般計画編第3章第5節「災害救助法の適用計画」を準用するものとする。

第 1 2 節 輸送計画

一般計画編第3章第21節「輸送計画」を準用するものとする。

第 1 3 節 道路交通対策計画

一般計画編第3章第22節「道路交通対策計画」を準用するものとする。

第14節 避難対策計画

第1 計画の方針

災害発生時には、市民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

市民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、市民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、あらかじめ設定していた自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市から避難指示等が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

このため、災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための対策を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な方法等について定める。特に地震が大規模である場合の指定避難所の開設及び学校等の避難対策について、次のとおり定めるものとする。

さらに市は、市民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に高齢者等避難等を発令し、周知を徹底することとする。

第2 避難の指示、緊急安全確保

1 実施責任者

(1) 高齢者等避難の発令

〈高齢者等避難の発令権者及び時期等〉

発令権者	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	とるべき措置	関係法令等
市長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が高まったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所へ避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これら以外の者は、家族等の連絡、非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始	知事に報告	内閣府「避難情報に関するガイドライン」、防災基本計画・京都府及び市地域防災計画

(2) 避難指示の発令

〈避難指示の発令権者及び時期等〉

発令権者	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	とるべき措置	関係法令等
市長	全災害 ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立ち退きの指示 立ち退き先の指示	知事に報告	災害対策基本法第60条

発令権者	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	とるべき措置	関係法令等
知事	全災害 ・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公事	災害対策基本法第60条
警察官	全災害 ・市長が避難のための立退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は市長から要求があったとき	同上	立ち退きの指示	市長に通知（市長は知事に通知）	災害対策基本法第61条
	・人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがある災害時に特に緊急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難の措置	所属する公安委員会に報告	警察官職務執行法第4条第1項
自衛官	危険な事態がある場合において、特に緊急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置（警察官がその場にいない場合に限る、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官が措置する。）	警察官職務執行法第4条の規程の準用	自衛隊法第94条
知事 (その命を受けた京都府職員)	地すべりによる災害・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知	地すべり等防止法第25条
知事 (その命を受けた京都府職員)、水防管理者	洪水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	同上	水防法第29条

(3) 緊急安全確保の発令

〈緊急安全確保の発令権者及び時期等〉

発令権者	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	とるべき措置	関係法令等
市長	全災害 ・既に災害が発生又は切迫している状況であり、立退き避難することがかえって危険な恐れがあるとき	必要と認める地域の居住者等	命を守るための緊急安全確保	知事に報告	災害対策基本法第60条

2 避難の指示等の実施

(1) 市長の指示

地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立ち退きを指示する。また、必要なときは立ち退き先も指示する。

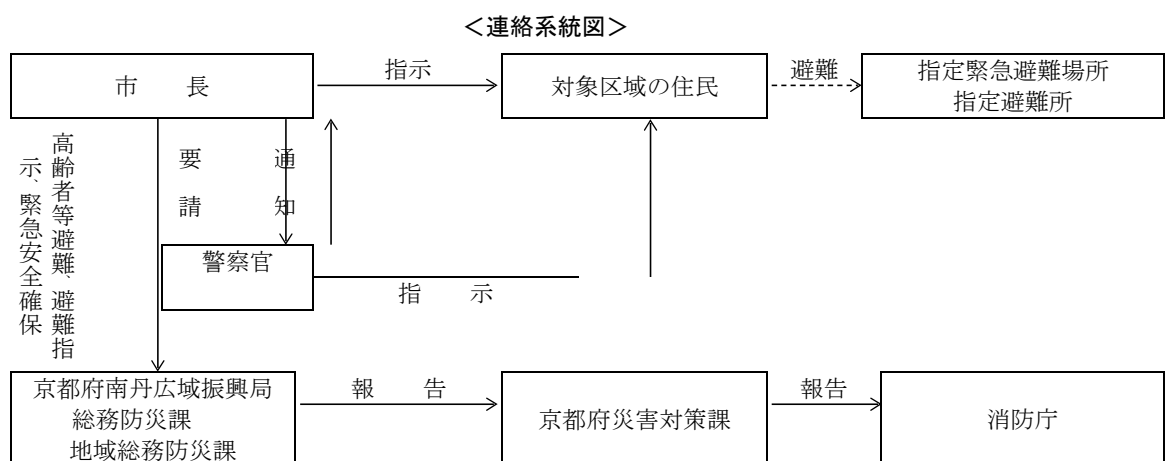
さらに、既に災害が発生している状況であれば、命を守るための最善の行動を取るよう促す。

なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する。

併せて、市は、京都府、指定行政機関、指定地方行政機関に、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

市長は、指示、緊急安全確保を発令したときは速やかに知事に報告する。

また、市長による避難の指示等ができないとき又は市長から要請があったときは、警察官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。



(2) 知事の指示

ア 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、市長に代わって(1)の全部又は一部を実施する。

イ 知事は、市長の事務の代行を開始し又は終了したとき、その旨を公示する。

ウ 知事は、市がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるとき、速やかに当該代行に係る事務を市長に引き継ぐ。

エ 知事は、市長の事務の代行を終了したとき、速やかにその旨及び代行した措置を市長に通知する。

(3) 警察官の指示

市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき又は市長から要求があったときは、警察官は自ら避難を指示する。この場合、警察官は、直ちにその旨市長に通知する。

また、これによって避難の目的が達成できないときは、警察官職務執行法に基づき、必要な限度で避難の措置を講じる。

(4) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置をする。

(5) 洪水のための指示

災害に伴う洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、知事又はその命を受けた京都府の職員又は水防管理者（市長）は、立ち退き又はその準備を指示する。水防管理者（市長）が指示する場合には南丹警察署長にその旨を通知する。

(6) 地すべりのための指示

災害に伴う地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、知事又はその命を受けた職員は、必要と認める区域内の居住者に対し、避難の避難を指示する。この場合、南丹警察署長にその旨を通知する。

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域と避難指示の違い

避難指示は、対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は、地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に認められる場合に行う。

2 警戒区域の種類

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

実施者	根拠法	措置	実施の基準
市長	災害対策基本法第63条第1項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のための特に必要と認められるとき。
知事	災害対策基本法第73条第1項		市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。
水防団長、水防団員、消防職員	水防法第21条第1項		水防上緊急の必要がある場合
消防吏員、消防団員	消防法第28条第1項、第36条第7項		火災の現場において消防警戒区域を設定する必要がある場合（水災を除く）
消防長又は消防署長	消防法第23条の2第1項		火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する
警察署長	消防法第23条の2第2項		消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。
警察官	災害対策基本法第63条第2項ほか		市長（権限の委任を受けた市職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは警戒区域を設定する。
自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第63条第3項		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。

第4 避難の指示等の伝達方法等

1 避難の指示等を行うにあたっては、次の内容を明示する。

（1）周知事項

- ア 避難対象地域
- イ 適切な避難行動のあり方（立ち退き避難又は屋内安全確保）
- ウ 避難先
- エ 避難経路
- オ 避難指示等の理由
- カ その他必要な事項

（2）注意事項

- ア 避難後の戸締り
- イ 火災の予防
- ウ 携帯品の制限（貴重品、食料、飲料水、日用品等必要最小限のもの）

- 2 対象住民への周知の際は、有線放送（CATV）、消防無線、広報車、伝達員等によるほか、あらゆる広報手段を尽くして迅速に行う。
- 3 できるだけ市民をパニックにおちいらせないようにするとともに、火災の予防についても警告する。
- 4 京都府及び市は、住民の円滑な避難を促すよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況、混雑状況をホームページ等で周知するものとする。
- 5 知事に対する報告
市長等が避難の指示等を行ったときは、その旨を直ちに京都府南丹広域災害対策支部長を通じ知事に報告するとともに、その後の避難住民の動静についても逐次報告する。
- 6 関係機関への連絡
 - (1) 施設の管理者への連絡
市内の指定避難所として利用する学校、公民館、神社、寺院、工場等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。
 - (2) 警察、消防等の機関への連絡
避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に指示の内容を伝え協力を求める。
 - (3) 隣接市町への連絡
隣接の市町の施設を利用しなければならない避難住民に対し、避難の指示等を行うときは、その内容を直ちに関係市町長へ連絡し協力を求める。

第5 避難の誘導及び移送等

避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

また、市は、災害時には避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

- 1 指定緊急避難場所、指定避難所
地区の指定緊急避難場所、指定避難所等は、資料編3-(25)「避難地、避難所」のとおりである。
- 2 避難誘導者
避難住民の誘導整理は、警察官、消防団員等が行うものとし、災害の態様に応じて必要な箇所において誘導整理を行う。この場合、避難経路はできるだけ危険の少ない経路を選定する。
なお、要配慮者支援プランが作成されている者は、あらかじめ定められた支援者とともに避難する。

3 避難経路の表示

指定緊急避難場所、指定避難所及びその位置を避難住民に徹底させるため要所ごとに標識を設ける。

4 避難の順序

- (1) 避難、立退きの誘導に当たっては、避難行動要支援者及び傷病人等を優先して行う。
- (2) 地震に起因する土砂災害等のおそれがある場合、先に災害を受けると予想される地域住民の避難を優先する。

5 避難者の確認・救出

避難の指示等を発した者は、当該地域に対し、避難終了後、速やかに警察官、消防団員等による巡視を行い、避難し遅れた者等の有無の確認及び救出に努める。また、避難の指示等に従わない者については説得に努め、状況によっては強制措置を執る。

市は、避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織を中心に地域団体等と連携しながら、速やかに在宅の要配慮者の安否確認を行うとともに、把握している要配慮者情報と避難者名簿の確認を行い、安否確認や被災状況を把握する。また、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時集合場所・指定避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

6 移送の方法

- (1) 避難は、自主避難を原則とするが、孤立地域又は避難中に危険がある場合あるいは高齢者、傷病者等通常的手段では避難できない住民については、市が車両等により移送する。
- (2) 被災地が広範囲にわたって大規模な移送を必要とし、市において処置できないときは、京都府南丹災害対策支部へ連絡して応援要請する。

7 避難所の仮設

指定避難所に適する施設がないか、又は指定避難所が使用不能になった場合あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合には、野外に仮小屋を仮設し、又は天幕を設営するなどの措置をとる。

第6 指定避難所の開設

指定避難所の開設については、災害が大規模である場合には次の事項に留意する。

1 指定避難所の開設

市長は、災害の状況により必要に応じて指定避難所を開設し、市民に対し周知徹底を図り、被災者を収容保護する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害

や浸水被害のおそれのない場所の施設を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、多様な避難場所の確保に努める。（市は京都府と連携のうえ、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、避難を必要とする地域住民や要配慮者等に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することも検討する。）

また、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

2 指定避難所の周知

指定避難所には、その旨を地域住民に周知させる標示を行う。また、広報車、市防災行政無線及び有線テレビ（CATV）等を通じ指定避難所を周知させる。

3 指定避難所管理職員

指定避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各指定避難所に避難担当の市所属職員を派遣し駐在させ、避難住民の管理に当たらせる。連絡員には市所属職員を当て、必要により消防団員を配置する。

4 救護所の設置

一般計画編第3章第14節「医療・助産計画」の定めるところに従い、救護所を設置する。

5 立入禁止区域の設定

指定避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童、生徒との住み分けを行い、学校機能の早期回復に配慮する。

6 避難住民の把握

指定避難所管理職員は、避難住民の実態把握と保護に当たるものとし、消防団員と協力して指定避難所を管理し、市災害対策本部と情報連絡を行う。

7 要配慮者対策

一般計画編第3章第32節「高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」に従い、高齢者や障がい者、乳幼児等の要配慮者のための福祉避難所を確保する。

8 仮設トイレの設置

断水等により水洗トイレが使用不能の場合は、避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

9 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほどプライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置等避難者への配慮を行う。

10 指定避難所における情報提供

指定避難所における混乱やトラブルを解消するため、指定避難所に収容されている被災者のために各種情報を適宜提供する。

時系列的にみた被災者への情報提供の内容

時 間	情報ニーズ	
地震発生直後	災害情報	1. 何がおきたのか 2. 被害（災害）の全般の状況 3. 災害は今どうなっているのか 4. 家族の安否情報 5. 各自の今後の対応方法
地震発生直後 ～発生当日	災害回避情報	1. 余震情報 2. 家族等の安否情報 3. 被害（災害）の全般の状況 4. 自宅の状況・安全性 5. 医療情報 6. 救助・救援情報 7. ライフラインの復旧見通し 8. 交通機関や道路の状況 8. 水・食料等の物資配布情報
発生翌日 ～1週間	避難生活情報	1. 余震情報 2. ライフラインの復旧情報 3. 交通機関や道路の状況 4. 水・食料等の物資配布情報 5. 食料や生活物資の状況 6. 自宅の状況・安全性 7. 救援・救助情報 8. 医療情報 9. 家族等の安否情報 10. 行政の対応について
1週間～	生活維持情報	1. 水・食料等の物資配布情報 2. 健康相談に関する情報 3. 被害情報 4. 住居情報（仮設、市営他への移転） 5. 行政支援・援助情報 6. ライフラインの復旧情報 7. 入浴等指定避難所での生活改善に関する情報 8. 医療情報

11 指定避難所の管理運営

指定避難所責任者は、市が作成する指定避難所運営マニュアルに基づき、次のような指定避難所の管理運営を行う。また、指定避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、市への報告を行う。

- (1) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、避難所の運営に関し、開設が長期化した場合に備え、あらかじめ市と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方針等についてのルールを明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- (2) 避難対象地域からの避難者のほか、他地域からの避難者も収容するが、施設の収容能力が不足したときは、市本部に連絡し、指示を受けて収容者を他の指定避難所へ移送する手続きを行う。
- (3) 施設の職員、消防団、警察、自主防災組織、その他の協力を得て、指定避難所機能の維持と安全管理に努める。
- (4) 収容者に対し、避難指示の内容や理由、災害の見通し、被害状況、救援活動等を説明し、収容者の安心に努める。
- (5) 施設内の適切な部屋割りや生活救援物資等の支給等、収容者の居住性の向上に配慮する。
- (6) 被災者のニーズの把握・調整を行う。特にニーズの把握には、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点などにも十分配慮する。指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみ処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、京都府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。

併せて、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

- (7) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による指定避難所運営に活用できるガイドライン等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (8) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(9) 市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(10) 市本部は、緊急医療等の措置を必要とする被災者について、移送を行う等の措置をとる。

(11) 指定避難所の運営にあたっては、被災者の健康維持に努め、特に要配慮者等には次のような措置を講じる。

ア 担当職員、介護職員、ホームヘルパー、民生委員等の訪問による実態調査の実施

イ 避難者の障がいや身体状況に応じて、指定避難所から適切な措置を受けられる施設（高齢者にあつては「介護施設等一時避難協定書」における協定締結先施設）等への速やかな移送

ウ 避難者の障がいや身体状況に応じて、保健師、介護職員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣。なお、市は、平素から資格者名簿の整理などの措置を講じておく。

エ 高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食料の支給

(12) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(13) 避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等の利用可能な既存住宅のあっ旋により、避難所の早期解消に努める。

(14) 収容状況の報告

指定避難所責任者は、収容者の状況を確実に把握し、市本部に対し一定の時間ごとに状況を報告する。

12 開設状況の記録

指定避難所管理職員は、指定避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録し、避難者名簿を作成しなければならない。

13 知事への報告

市長（災害対策本部長）は、指定避難所開設状況をまとめ、指定避難所開設の目的、指定避難所の箇所数、収容人員、開設期間の見込み等を京都府南丹広域災害対策支部長を通じて知事に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

14 新型インフルエンザ等市内感染者発生等に備えた対策

(1) 市は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、京都府と連携し、ホテルや旅館等を活用する。

(2) 市は、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

- (3) 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーテーションで区切るなどの工夫をする。

- (4) 市は、自宅療養者を受け入れる場合は、上記対応のほか、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難所運営者及び避難者支援と情報共有する。

15 その他の事項

- (1) 指定避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

- ア 給水措置
- イ 給食措置
- ウ 毛布、寝具等の支給
- エ 衣料、日用必需品の支給

- (2) 指定避難所の管理に関する事項

- ア 避難収容中の秩序保持
- イ 避難者に対する災害情報の伝達
- ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- エ 避難者に対する各種相談業務
- オ 運営方法についてのルール（市と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等も含む）

第7 指定避難所の閉鎖

市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合、指定避難所の閉鎖を決定し指示する。ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については、指定避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

第8 災害救助法による指定避難所開設基準等

災害救助法施行細則に示される指定避難所開設の基準は、一般計画編第3章第5節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

※資料編3－(14) 災害救助法施行細則

第9 災害救助法による福祉避難所開設基準等

1 対象

高齢者、障がい者、乳幼児等避難所生活に何らかの支障をきたす者

2 設置方法

社会福祉施設等を利用して設置するが、この施設等が不足する場合、公的な宿泊施設又は旅館等を利用する。

3 開設期間

災害発生から7日間

第10 二次災害の防止

災害により建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起するものとする。

第11 学校等における避難計画

保育所、幼稚園及び学校における園児、児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重にして安全な避難の実施を期するものとする。

1 実施責任者

各学校長（保育所長、幼稚園長を含む。）

2 避難の順位

避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。

3 避難誘導責任者及び補助者

避難誘導責任者は、小・中学校にあっては教頭、幼稚園、保育所等にあっては上席職員とし、補助員はその他の教職員とする。

4 避難誘導の要領、措置

- (1) 避難誘導に当たっては、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。
- (2) 避難はまず屋外運動場等広場を目標とし、状況判断のうえ第2目標へ誘導する。
- (3) 避難に当たっては、充分状況判断のうえ、履物、学用品等の携行を考慮する。
- (4) 実施責任者は、避難誘導の状況を逐次市教育長又は市長に報告し、市教育長は市長又は保護者に通報する。
- (5) 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

5 指定緊急避難場所の設定

指定緊急避難場所及び避難経路は1箇所だけでなく、状況に応じて変更できるよう、複数の候補を設定する。

なお、これらの設定に際しては、市防災計画の指定緊急避難場所と以下の事項とを配慮しなければならない。

- (1) 危険物貯蔵所等の近くでないこと。
- (2) 近辺の家屋・建築物から火災が発生しても安全性が確保されること。
- (3) 建築物等が倒壊・破損しても安全性が確保されること。
- (4) 傾斜地や埋立地でないこと。
- (5) 高圧鉄塔・高圧線等が周辺にないこと。

(6) 深い穴、危険河川、低地、崩落しやすい急傾斜地の近くでないこと。

なお、市防災計画に準拠し、市、園部消防署、南丹警察署、自治会等と密接に連携して安全の確認に努めるとともに、指定緊急避難場所等については保護者に連絡して周知徹底を図る。

6 避難要領

大規模地震が発生したときは、適切な情報を得て的確な判断のもとに行動する。混乱を招かないために、心理的にまず冷静になるよう指導する。

(1) 地震発生時には児童生徒等の混乱が予想されるので、原則として一時机の下などに退避し、最初の大揺れがやむと同時に次の退避措置をとる。

(2) 緊急事態の際は、学級又は学年単位で教職員の指示に従って、それぞれ安全な場所に退避する。

(3) 児童生徒等を掌握し（人員点呼）、常に安全を確認する。

(4) 家庭への連絡と、児童生徒等の引渡しを確実に行う。

第12 避難者健康対策

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

1 実施責任者

避難者の健康対策は、関係機関の協力を得て、市及び京都府がそれぞれの役割に応じ連携し実施する。

2 支援活動体制及び活動内容

発災時には、被災者の健康問題に対応するため、市と京都府は保健師や栄養士等の支援チームを編成し支援活動にあたる。

(1) 支援体制の企画・調整活動

ア 保健活動に関する情報収集等を行い、被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣を調整し、居宅及び避難所の支援体制を確立する。

イ 関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。

ウ 支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。

エ 必要物品・設備の点検、整備及び調整を行う。

(2) 災害発生時から復興期までの支援活動

災害時の支援活動は、災害発生時から復興期までフェーズ0からフェーズ5までの6段階（次表）に分けて時期に応じた活動を実施する。

時期	活動内容
フェーズ0 概ね災害発生後 24時間以内 (初動体制の確立)	① 保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集する。 ② 災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保を行う。
フェーズ1 概ね災害発生後 72時間以内 (緊急対策期)	① 被災地の健康被害状況に基づき、京都府を通じて国に派遣チームの派遣を要請し、支援体制を整備する。 ② 被災者リストを作成し、避難者の健康実態、衛生状態などの生活実態、栄養状態等について調査し、災害保健活動の方針を決定する。 ③ 避難者の健康課題や要配慮者の早期発見を行い、避難所等の環境整備や適切な場所への移動を支援し、感染症や疾病の重症化等二次的な健康被害を予防する。 ④ 医療・看護・介護チーム等と連携し、避難生活における医療継続の体制整備を行う。 ⑤ 感染症、エコノミークラス症候群、フレイル予防等保健・医療・福祉に関する情報提供を行う。
フェーズ2 災害発生後概ね 3日～2週間 (応急対策期 避難所が中心)	① 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりなど、自主的な避難所運営に移行できるよう支援する。 ② 避難所での健康管理、感染症予防、環境調整、食品衛生管理、集団生活によるストレス状況への対応に留意し、派遣チーム・専門家チーム等との連携・情報共有を十分に行う。
フェーズ3 災害発生後概ね 2週間から2か月 (応急対策期 避難所から仮設住宅入居まで)	① 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実行する。 ② 避難所から仮設住宅入居又は自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。 ③ 被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、医療・保健・福祉の関係者で構成する支援組織を編成し、巡回相談や相談電話を実施する。 ④ 連絡調整員（精神保健福祉相談員や保健師等により構成）を設置し、専門的なケアを必要とする者へ支援活動体制を確保する。
フェーズ4 災害発生後概ね 2か月から1年まで (復旧・復興対策期)	① 新たなコミュニティの再生及び生活環境の調整に向けた支援を行う。 ② 健康調査を実施し、各種健康相談やサロン活動を早期に実施し、孤独死や閉じこもりを予防する。 ③ 応援・派遣保健師等の調整、終了時期の検討等通常業務の再開と生活再建に向けた活動支援の計画・実施を行う。
フェーズ5 災害発生後概ね 1年以降 (復興支援期)	① 住み慣れてきた復興住宅から、再び移動することに伴う生活不安や新たな健康問題を支援する。 ② 被災自治体職員や外部支援者へのこころのケアと健康管理を継続的に行う。

3 精神保健対策の実施

(1) 医療を必要とする避難者への対策

ア 精神科救護所の設置

医療を中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、京都府は各京都府保健所に精神科救護所を設置（必要に応じて、他府県に精神科医療チームの派遣を要請）するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを編成し、各指定避難所等において巡回診療を行う。

イ 診療情報の管理

医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、京都府は京都府立精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。

情報センターは、当該センターに集約された情報を京都府保健所及び医療機関に対して定期的に提供し、医療を中断した被災患者等の医療の確保に資する。

(2) 被災体験、指定避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策

ア 関係者による支援組織の編成

京都府は、京都府精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を検討・実施するとともに、市や府保健所等が行う活動を支援する。

(ア) 知識の普及・啓発

(イ) 巡回相談の実施

(ウ) 相談電話の設置

(エ) アルコール問題等への対応

イ 専門的なケアを必要とする者への支援

京都府は、専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療につなげるための連絡調整員（精神保健福祉相談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

ウ 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣要請

市は、災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められたときは、京都府に対し、災害派遣精神医療チーム（D P A T）（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）の派遣を要請し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。

第13 広域避難

1 京都府内における広域避難

(1) 市

ア 市は、市の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、市内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、京都府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、京都府に報告の上、京都府内他市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。

イ 市は、京都府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。

（２）協議先市町村

協議を受けた市町村は、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

（３）京都府

京都府は、市から、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行う等必要な協力を行うよう努める。

2 京都府外における広域避難

（１）市

市は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、京都府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求めることができる。

（２）京都府

ア 京都府は、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、居住者等の受入れについて広域避難の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。

イ 京都府は、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、協議する。

3 他の都道府県から協議を受けた場合

（１）京都府

京都府は、他の都道府県から居住者等の受入れについて協議を受けたときは、京都府内の状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。

（２）市

市は、京都府から１の協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

4 居住者等に対する情報提供と支援

- (1) 市は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- (2) 市が広域避難を受け入れた場合、避難を行った市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第14 広域一時滞在

1 京都府内における広域一時滞在

- (1) 被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、京都府内他市町村における広域一時滞在の必要があると認めるときは、京都府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、京都府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。
- (2) 市は、京都府に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

2 京都府外における広域一時滞在

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、京都府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、京都府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

3 他の都道府県から協議を受けた場合

市は、京都府から協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、指定避難所を提供する。

4 被災住民に対する情報提供と支援

- (1) 市は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- (2) 広域一時滞在を受け入れた市町村は、市と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。
- (3) 市は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第15 被災者への情報伝達活動

1 被災者への情報提供

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、被災者が自ら被害や避難情報等を収集できるよう、大規模災害が発生した場合は、公衆無線LANのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請し、通信環境を確保する。

2 安否不明者等の氏名公表

(1) 市

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(2) 京都府

ア 京都府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。

イ 京都府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第16 車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。

1 市

市は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

2 京都府

京都府は、人的・物的支援や、関係機関(国・京都府内市町村・全国知事会・関西広域連合等)への支援要請・調整などにより、市の業務を支援する。

第15節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

一般計画編第3章第9節「観光客保護・帰宅困難者対策計画」を準用するものとする。

第16節 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画

食料については一般計画編第3章第10節「食料供給計画」を、飲料水については一般計画編第3章第12節「給水計画」を、生活必需品については一般計画編第3章第11節「生活必需品等供給計画」を、それぞれ準用するものとする。

第17節 高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

一般計画編第3章第32節「高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」を準用するものとする。

第18節 防疫計画

一般計画編第3章第15節「防疫計画」を準用するものとする。

第19節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画

一般計画編第3章第17節「遺体の搜索、処理及び埋火葬計画」を準用するものとする。

第20節 公共土木施設等の応急対策計画

第1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社）

1 計画の方針

鉄道各社は、地震災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が緊密に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

2 地震発生時の列車の措置

西日本旅客鉄道株式会社は、列車の事故防止及び乗客の安全確保のため、地震発生時に、その揺れの状況に応じて次の措置をとる。

なお、停車位置によって二次災害の危険性がある場合には、可能な限り安全な場所に移動する。

在来線（JR線 近畿統括本部 京滋支社）

運転規制値

列車の運転規制を行う場合の運転規制値は、次によるものとする。

① 地震計で計測震度の測定が可能な場合

ア 地震計が計測震度4.0以上4.5未満を示したとき

規制区間内を初列車は25km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所を25km/h以下で徐行運転を継続することとする。

イ 地震計が計測震度4.5以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は45km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。

② 地震計で計測震度の測定ができない場合

ア 地震計が40ガル以上80ガル未満を示したとき

規制区間内を初列車は25km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所を25km/h以下で徐行運転を継続することとする。

イ 地震計が80ガル以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は45km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、震度4以下のときは、駅間停車列車について、規制区間内の地上巡回による確認の完了を待たずに25km/h以下で旅客の乗降可能な最寄の停車場まで運転できるものとする。

在来線 (JR線 福知山管理部)

運 転 規 制	
速 度 制 限	運 転 見 合 せ
地震計が 40 ガル以上を示したとき。 震度計のない区域では指定駅での体感震度 4 と認められる場合。 (標準) 規制範囲内を初列車は 15 km/h 以下、初列車が到着し異常がなければ次列車以降異常なしの通報があるまで 45 km/h 以下。	地震計が 80 ガル以上を示したとき。 震度計のない区域では指定駅での体感震度 5 弱と認められる場合。 (標準) 規制範囲内には列車は進入させない。規制範囲内を通過中の列車は 15 km/h で最寄駅に到着・運転中止。運転再開は左記と同様。

第2 公共土木施設

1 計画の方針

地震災害により、公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合には、早急に応急復旧工事を施行し、その機能の回復を図る。

2 河川等施設

- (1) 堤防、護岸の破壊や崩壊等については応急締切り工事、ビニールシートによるクラックへの雨水浸透防止を行い、水門、排水ポンプ場等の破壊については土のうや矢板で応急締切り工事を行うとともに移動ポンプ車等により内水の排除に努める。

また、堤防、護岸などの被害状況を調査して、河川管理者通路や河川敷などを輸送路や指定緊急避難場所等に活用できるものについては、その空間確保に努める。

- (2) 砂防設備、地すべり防止設備及び急傾斜地関係設備に破壊・破損等が生じた場合には、崩壊土砂等を適切に排除し、仮排水路を設けるとともに、破損等の拡大を防止する応急工事を実施する。
- (3) ダム管理者は、ダムの緊急点検を実施し、堤体の安定やその管理に重大な影響が及んだ場合には二次災害防止のため、必要な措置をとるとともに、南丹市と連携を図り情報交換を行う。

3 道路及び橋梁

道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送を確保するため、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ京都府、国土交通省及び南丹警察署等と協議し交通規制を行うとともに、市民に的確な情報提供を行う。

なお、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため国土交通大臣が指定した路線（重要物流道路等）、及び地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線（緊急輸送道路）の指定は次のとおりとする。

（１）重要物流道路

- ・京都縦貫自動車道、国道 9 号

（２）代替・補完路

- ・国道 162 号、国道 477 号、主要地方道綾部宮島線、主要地方道園部平屋線、一般府道郷ノ口室河原線、一般府道八木東インター線、南丹市道上本町佛大線、南丹市道園部小学校線、南丹市道八木中央線、南丹市道八木大藪線

（３）第 1 次緊急輸送道路

- ・京都縦貫自動車道、国道 9 号、国道 162 号、国道 372 号、主要地方道園部平屋線（京都府地域防災計画で第 1 次緊急輸送道路、第 2 次緊急輸送道路として位置づけられている路線を抽出）

（４）第 2 次緊急輸送道路

- ・国道 477 号、主要地方道綾部宮島線、主要地方道園部平屋線、主要地方道亀岡園部線、主要地方道京都日吉美山線、主要地方道園部能勢線、主要地方道佐々江下中線、主要地方道日吉京丹波線、一般府道和泉宮脇線、一般府道郷ノ口室河原線、一般府道園部停車場線、一般府道八木東インター線（京都府地域防災計画で第 1 次緊急輸送道路、第 2 次緊急輸送道路として位置づけられている路線を抽出）

第 3 農林水産施設

一般計画編第 3 章第 26 節「農林関係応急対策計画」を準用するものとする。

第2 1 節 地震被災建築物等応急危険度判定計画

第1 計画の方針

地震等により建築物に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を行うことにより、居住者等の人命・身体の安全を確保する。

第2 被災建築物応急危険度判定の実施

市は、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じて、京都府に地震被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

市は、地震被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第3 判定コーディネーター

市は、職員及び市民に対し研修等を実施し、地震被災建築物応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）の養成に努める。判定コーディネーターは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）において、地震被災建築物応急危険度判定に関する事務、災害対策本部との連絡及び調整等に関する業務を行う。

第4 支援要請

市は、大規模な地震が発生した場合、家屋の倒壊等から市民の生命を保護するため、京都府に地震被災建築物応急危険度判定を実施するため、地震被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。京都府に派遣要請する場合には、以下の事項を明示する。

- 1 派遣日数
- 2 派遣人数
- 3 地震被災建築物応急危険度判定を実施するに当たり、必要な資機材等
- 4 地震被災建築物応急危険度判定士の宿泊場所等

第5 判定実施本部

1 判定実施本部の設置及び閉鎖

市は、地震被災建築物応急危険度判定を行うとき、災害対策本部長が災害対策本部とは別に判定実施本部を設置する。判定実施本部長には、災害対策本部副部長を充てる。

地震被災建築物応急危険度判定が終了した場合は、災害対策本部長が判定実施本部を閉鎖する。

2 判定実施本部の設置場所

判定実施本部の設置場所は、災害対策本部と同じ場所とし、総務部総務課とする。

3 報告

本部長は、判定実施本部を設置又は閉鎖したとき、知事に速やかに報告する。

4 判定実施本部の主な業務

判定実施本部の主な業務は、以下のとおりとする。

- (1) 地震被災建築物の被害状況の把握に関すること。
- (2) 判定実施計画の作成に関すること。
- (3) 判定活動環境（食料、宿泊等）の整備に関すること。
- (4) 判定実施計画及び実施状況の市民への周知に関すること。
- (5) その他判定実施本部長が必要と認めること。

5 判定実施本部要員

判定実施本部長は、事務を行うのに必要な範囲において、災害対策本部各部からの推薦に基づき、現地本部員を指名する。なお、判定実施本部には、判定コーディネーターを常駐させるものとする。

6 資機材等

判定実施本部は、地震被災建築物応急危険度判定を行うに当たり、次の資機材等を用意する。

- (1) 判定調査表
- (2) 判定ステッカー
- (3) 判定街区マップ
- (4) 事務用品（ガムテープ、バインダー等）
- (5) 携帯電話

7 保険

地震被災建築物応急危険度判定士が、訓練活動及び判定活動において、負傷又は死亡した場合は、京都府が加入する保険を適用するものとする。事故の連絡を受けた場合、市は、速やかに京都府に報告する。

第6 公務員判定士の派遣

1 公務派遣

近畿ブロック内及び近隣ブロック等で地震が発生し、地震被災建築物応急危険度判定を行うに当たって、知事から公務員判定士の派遣要請を受けて市が公務員判定士を派遣する場合は、公務の扱いとする。

なお、公務員判定士の派遣にあたっては、業務に著しい支障が生じるなど正当な理由のある場合を除き、協力するものとする。

2 公務員判定士の身分保障

派遣される公務員判定士は、第5の7に掲げる保険以外に、通常公務である場合に適

用される公務災害等の保障を得られるものとする。

3 費用負担

市は、知事からの要請を受けて派遣する公務員判定士について、地震被災建築物応急危険度判定実施の間の給与及び諸手当、指定された第1次参集場所（京都府内）までの交通費、その他被災市区町村が負担すると定められている費用以外で必要と認められる費用を負担するものとする。

4 報告書

派遣された公務員判定士は、通常の業務に復帰後、速やかに市長に対し報告書を提出するものとする。

第7 被災宅地危険度判定の実施

市は、対象とする箇所の危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じて、京都府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第22節 ライフライン関係施設応急対策計画

第1 計画の方針

地震の発生時には、各ライフライン関係機関は、直ちに被害調査、復旧作業を行うとともに、復旧状況を各防災関係機関に報告するものとする。また、復旧に当たってはライフライン関係機関相互の連携を密にし、ガスもれのところに電気を復旧させた為に火災等が発生するような事態に至らないよう留意する。

第2 電気施設関係応急対策計画（関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社）

- 1 災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により受給状況の改善を図る。

- 2 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

- 3 京都府災害対策本部との連携

非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合又は京都府災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を京都府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は京都府災害対策本部からの要請があったときは、京都府災害対策本部に職員を派遣することとする。

- 4 被害情報の収集周知

非常災害対策本部において地震被害情報の早期把握に努め、常に被害全般を掌握して適切な連絡を行うとともに、新聞、ラジオ、広報車等により被害状況や復旧見込等の周知を行う。

- 5 関係防災機関との連携

関係防災機関間で直通の情報連絡網（ホットライン）を構築し、広域的な停電事故が発生した場合は、当該情報連絡網を活用し、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。

- 6 被害の復旧

非常災害対策本部は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各設備等の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが、災害状況、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、京都府と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから

行う。

なお、必要に応じ市や京都府等と連携し、病院、交通、通信、報道期間、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

7 復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

8 避難誘導

発電所等への見学者、訪問者等に対して、市と連携のうえ、地震予知情報等の内容に応じた情報提供および避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

第3 上水道施設関係応急対策計画（上水道班）

1 被害情報の収集及び伝達

水道事業者等は、地震災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。

水道事業者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は京都府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を京都府災害対策本部に報告する。

2 応急復旧

水道事業者等は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

また、水道用水供給事業者は、受水水道事業者等に対し、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

3 支援要請等

水道事業者等は、人員、資機材が不足する場合、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請や、京都府を通じて他の水道事業者等に対する広域的な支援要請を行う。

また、水道事業者は、京都府に、水道事業者等間の連携が図れるよう調整、必要に応

じて広域的な支援について要請を行う。

4 災害広報

京都府及び水道事業者等は、各施設の被災状況及び復旧見込みについて、京都府とも連絡調整を図りつつ、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するように努める。

第4 下水道施設関係応急対策計画（下水道班）

1 被害情報の収集及び伝達

地震災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設の被災状況を京都府とも協力しながら早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

下水道事業者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は京都府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を京都府災害対策本部に報告する。

2 応急復旧

下水道管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないように応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、電源施設、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

3 支援要請

広域的な被害が発生した場合、下水道管理者は京都府に、応急復旧に必要となる支援要員、資機材等の提供・調達について、下水道管理者等間の連携が図れるよう調整を行えるよう要請を行う。

4 災害広報

各施設の被災状況及び復旧見込みについて、京都府とも連絡調整を図りつつ、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

第5 通信施設応急対策計画（西日本電信電話(株)）

1 計画の方針

地震災害の発生時に電気通信施設及び放送施設が被災した場合に、通信回線並びに電波通信装置に応急措置を講じるとともに、局舎の応急復旧及び中継所の仮設等を行って、通信・放送を確保する対策について定める。

2 通信施設

(1) 設備及び回線の応急措置

電気通信設備が地震により被災し、通信回線の機能が停止したときは、西日本電信電話株式会社の災害対策規定の定めるところにより、被災設備の復旧に関して応急措置を講じる。

(2) 回線の復旧順位

第1順位 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

第2順位 ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体

第3順位 第1順位、第2順位に該当しないもの

(ただし、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。)

(3) 必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

(4) 京都府災害対策本部との連携

災害対策本部を設置している場合で被害状況について広報発表を行ったとき又は京都府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を京都府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は京都府災害対策本部からの要請があったときは、京都府災害対策本部に職員を派遣することとする。

(5) 営業所等建物の応急措置

地震災害により営業所等建物が被災したときは、応急復旧措置を講じるとともに当該建物等の迅速な復旧が困難であるときには、他の建物等の利用・借入れ等を行い、速やかに業務の再開を図る。

第23節 社会福祉施設応急対策計画

第1 計画の方針

地震災害発生時において、施設入所者の生命及び身体の安全確保を図り、かつ、社会福祉施設の機能を維持するための措置について定める。

第2 被災時の対策

1 実施責任者

各施設の施設長が地震災害発生時の応急対策を実施するものとし、必要に応じて、消防機関等の関係機関及び地域住民、自主防災組織等の協力を得る。

2 避難措置等

(1) 施設入所者及び利用者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の消防・災害対策計画に基づいて、迅速に安全な場所に避難させる。

また、防災関係機関への通報や情報提供に努めるとともに、組織的な応急活動体制の確保を図る。

(2) 日ごろから所在地域の自主防災組織と訓練等を通じ、避難対策を協議し、避難の際に必要な資器材の整備を図る。

(3) 通園施設にあつては、被災の状況に応じて施設長の判断により、臨時休園等の措置をとる。

第3 応急復旧

被害状況の調査結果に基づいて被害額、復旧方法等を検討し、応急復旧措置を講ずる。

1 応急援護

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合には、入所者の安全を考慮し、近傍の公共施設等の利用、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう施設長に対して指導助言をする。

なお、この場合において施設長は、状況に応じて関係機関等と緊密な連携を図る。

2 保健管理及び安全指導

入所者等の保健管理及び安全については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行う。

第24節 危険物等応急対策計画

一般計画編第3章第24節「危険物等応急対策計画」を準用するものとする。

第25節 住宅対策計画

一般計画編第3章第13節「住宅対策計画」を準用するものとする。

第26節 障害物除去計画

一般計画編第3章第18節「障害物除去計画」を準用するものとする。

第27節 廃棄物処理計画

一般計画編第3章第19節「廃棄物処理計画」を準用するものとする。

第28節 水防計画

第1 計画の方針

大地震発生時における水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通報、連絡及びダム又は水門もしくは閘門の操作、水防のための活動について計画するものであり、一般計画編第3章第7節「水防計画」によるほか、震災時における活動内容を定める。

第2 水防組織

大地震発生時の市の水防活動は、市及び消防団の連携により行うものとする。

第3 水防活動

大地震発生時の各防災機関の活動は、次のとおりとする。

1 京都府

近畿地方整備局から通報があった場合又は大地震により知事管理河川、ダム、ため池等において洪水又は浸水が発生し若しくは発生する恐れがあると認めた場合には、ただちに関係水防管理団体に通知するとともに、「京都府水防計画」により水防活動を行う。

2 水防管理団体等

水防管理団体は、大地震発生により水防警報等の通知を受けたとき又は危険区域の点検等により直接異常を発見したときは、ただちに水防活動を行う。

なお、水防活動を迅速かつ円滑に実施するため、水防資機材の備蓄、管内及び隣接市町内の建設業者の建設重機、応援体制を把握しておく。

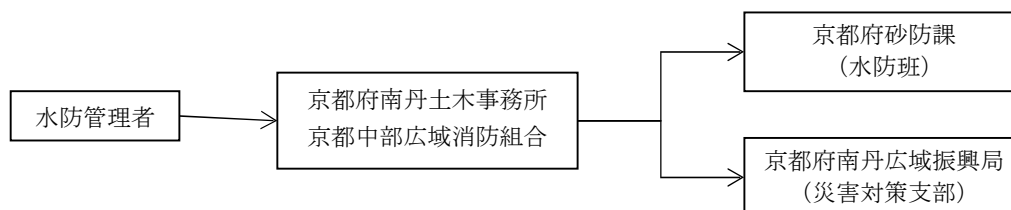
3 その他

ため池、樋門、閘門、排水機等の管理者は、大地震発生により、その管理する施設に被害が発生し、又は発生する恐れがあると認めた場合には連絡員を現地に派遣し、異常を発見したときにはただちに水防管理者並びに関係河川管理者に連絡する。

(1) 次の場合には、連絡系統図によりただちに報告する。

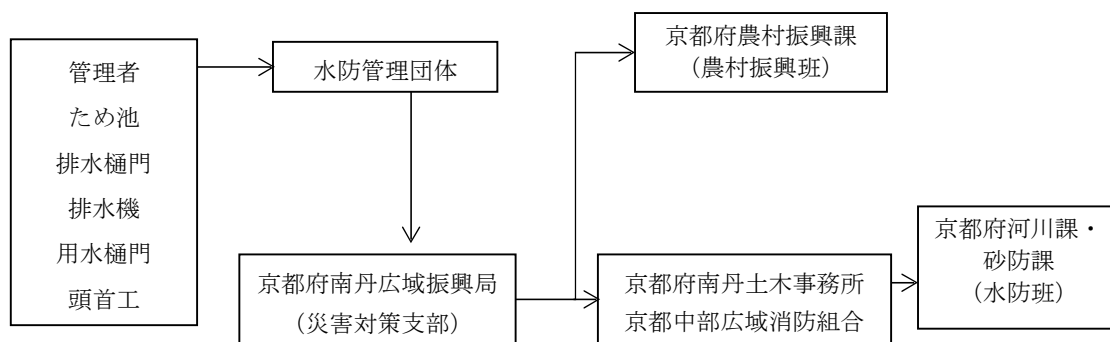
- ア 水防団（消防団）及び消防機関が出動したとき
- イ 水防作業を開始したとき
- ウ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

連絡系統図



- (2) ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）、次の系統により報告する。

連絡系統図



- (3) 決壊等の通報

大地震が発生したときに堤防あるいはため池が決壊し、又はその恐れのある事態が発生した場合、当該水防管理団体においては、水防法第25条の規定により、ただちにその旨を、京都府南丹土木事務所長及び京都府南丹広域振興局長及びはん濫する方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。京都府南丹土木事務所長においては、これをただちに京都府土木建築部治水総括室、警察署、又は直轄管理区間に係るものは国土交通省関係事務所、その他必要箇所に連絡するものとする。

第29節 環境保全に関する計画

一般計画編第3章第33節「環境保全に関する計画」を準用するものとする。

第30節 文教対策計画

第1 実施計画

この節に掲げる事項以外の実施計画については、一般計画編第3章第20節「文教対策計画」を準用するものとする。

第2 事前計画の策定が必要な問題点

大規模地震の発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童生徒等の一時疎開や教師の指定避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。そこで今後、次の事項について特に検討を行うものとする。

- 1 指定避難所の運営における教師の役割
- 2 児童生徒等の安否確認の方法
- 3 学校（園）機能を早急に回復するために、学校（園）内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
- 4 指定避難所になった場合に必要な備品等の整備
- 5 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置

第31節 ボランティア受入計画

一般計画編第3章第34節「ボランティア受入計画」を準用するものとする。

第32節 義援金品受付配分計画

一般計画編第3章第30節「義援金品受付配分計画」を準用するものとする。

第33節 文化財等の応急対策計画

一般計画編第3章第35節「文化財等の応急対策計画」を準用するものとする。

第34節 り災証明の発行計画

一般計画編第3章第37節「り災証明の発行計画」を準用するものとする。

第35節 社会秩序の維持に関する計画

一般計画編第3章第36節「社会秩序の維持に関する計画」を準用するものとする。